

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第147号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年3月7日 07時30分ごろ	
発生場所	高知県須崎港	
事故等調査の経過	平成21年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第十共<small>きょうえい</small>栄丸、497トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 136471、櫻田石材株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	ビルジキール曲損及び推進器翼欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材900m <sup>3</sup> を積載して須崎港東防波堤工事現場で揚荷中に走錨し、平成21年3月7日07時30分ごろ、工事現場内の捨石に船底が接触した。	
気象・海象	<p>気象：平穏</p> <p>海象：潮汐 下げ潮中央期</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、工事現場で揚荷をする際、投錨を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が須崎港の工事現場において揚荷をする際、投錨を適切に行わなかったため、走錨して捨石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	